

## 議案第103号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「に支給する場合には100分の115、」を「及び」に、「100分の120」を「100分の115」に改め、同項ただし書中「に支給する場合には100分の95、」を「及び」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合には100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合には100分の60」を「100分の95」とあるのは「100分の55」に改める。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「及び12月に支給する場合には100分の115」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同項ただし書中「及び12月に支給する場合には100分の95」を「に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の給与を改定する必要がある。



\_\_\_\_\_」とする。  
4及び5 略

0」と、「100分の95、12月に支給する場合には100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合には100分の60」とする。  
4及び5 略

第2条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当) 第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適</p>	<p>(期末手当) 第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の115_____を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の95_____を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適</p>

用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4及び5 略

用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とあるのは「100分の55」とする。

4及び5 略

## 給与改定の概要

## 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和2年度の支給月数)			第2条による改正 (令和3年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.15	1.025	2.175	1.15	1.025	2.175	<u>1.125</u>	1.025	<u>2.15</u>
	12月期	1.20	1.025	2.225	<u>1.15</u>	1.025	<u>2.175</u>	<u>1.175</u>	1.025	<u>2.20</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.60	2.05	4.65	<u>2.55</u>	2.05	<u>4.60</u>	2.55	2.05	4.60
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和2年度の支給月数)			第2条による改正 (令和3年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.95	1.225	2.175	0.95	1.225	2.175	<u>0.925</u>	1.225	<u>2.15</u>
	12月期	1.00	1.225	2.225	<u>0.95</u>	1.225	<u>2.175</u>	<u>0.975</u>	1.225	<u>2.20</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.20	2.45	4.65	<u>2.15</u>	2.45	<u>4.60</u>	2.15	2.45	4.60
	再任用職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和2年度の支給月数)			第2条による改正 (令和3年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.65	0.50	1.15	0.65	0.50	1.15	<u>0.625</u>	0.50	<u>1.125</u>
	12月期	0.70	0.50	1.20	<u>0.65</u>	0.50	<u>1.15</u>	<u>0.675</u>	0.50	<u>1.175</u>
	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10
合 計	1.45	1.00	2.45	<u>1.40</u>	1.00	<u>2.40</u>	1.40	1.00	2.40	
再任用管理職員の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和2年度の支給月数)			第2条による改正 (令和3年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.55	0.60	1.15	0.55	0.60	1.15	<u>0.525</u>	0.60	<u>1.125</u>	
12月期	0.60	0.60	1.20	<u>0.55</u>	0.60	<u>1.15</u>	<u>0.575</u>	0.60	<u>1.175</u>	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.25	1.20	2.45	<u>1.20</u>	1.20	<u>2.40</u>	1.20	1.20	2.40	
施行期日	公布の日。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日									